

電波監理審議会会長会見用資料

平成21年5月13日

電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術
基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成21年3月11日 諮問第12号)

[Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化、800MHz帯空港無線電話通信
(空港MCA)システムの廃止及び航空非常用周波数の聴守義務の見直しに
関する規定の整備に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

【Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化に
ついて】

(永田課長補佐、吉田係長)

【800MHz帯空港無線電話通信(空港MCA)システムの廃止
及び航空非常用周波数の聴守義務の見直しに関する規
定の整備】

(佐渡山補佐、竹下係長)

電話：03-5253-5902

電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

～S バンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化、800MHz 帯空港無線電話通信(空港 MCA)システムの廃止及び航空非常用周波数の聴守義務の見直しに関する規定の整備～

1 改正の理由

(1) S バンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化(別添 1)

S バンドを用いる国内移動体衛星通信システムについて、高速伝送サービスへのニーズが増加していることから、本年 1 月に情報通信審議会から答申を受けた「S バンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化に関する技術的条件」に基づき、送信速度を高速化した無線設備を導入することを可能とするために、関係規定の整備を行うものである。

<サービス開始(予定)時期>

既存サービス開始：平成 8 年 3 月

高速化対応サービス開始：平成 22 年第 1 四半期(予定)

(2) 800MHz 帯空港無線電話通信(空港 MCA)システムの廃止(別添 2)

空港無線電話通信システムは、日本国内の空港の地上業務に使用される専用の業務無線システム(800MHz 帯空港無線電話通信(空港 MCA)システム)として、平成 2(1990)年 2 月から国内主要空港において利用を開始した。

平成 15(2003)年 10 月に、その後継システムとして、周波数利用効率及び利便性が高いデジタル空港 MCA システム(400MHz 帯の周波数を使用)を制度化したことを受けて、これまで利用してきた 800MHz 帯空港 MCA システムの使用期限を平成 22 年 5 月 31 日までと定めていた。

その後、800MHz 帯空港 MCA システムを導入していた国内主要空港では、デジタル空港 MCA システムを順次導入し、平成 20 年 4 月に、800MHz 帯空港 MCA システムの利用が終了した。

今般、この状況を踏まえて、800MHz 帯空港 MCA システムに係る関連規定を廃止しようとするものである。

(3) 航空非常用周波数の聴守義務範囲の見直し(別添 3)

国際民間航空条約(ICA0 条約)において、長距離洋上及び飛行機の墜落等により自動的に電波を発射する航空機用救命無線機(以下「ELT」という。)を装備する区域を飛行する場合においては、121.5MHz(航空非常用周波数)の周波数の電波の聴守を義務付けている。

今般、ICA0 条約及び航空法施行規則が改正され、ELT の装備要件が特定の地域を飛行する場合から飛行機及び回転翼航空機は最低 1 台以上の装備を義務付けたことから、航空非常用周波数の聴守義務の範囲を見直しするものである。

2 改正の概要

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

特定無線局の無線設備の規格から空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備を削除等する。(第十五条の三関係)

(2) 無線局運用規則の一部を改正する省令案

121.5MHz の周波数の電波の聴守義務を航行中の義務航空機局に改める。(第四百十六関係)

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令案

一 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備の送信速度の規定を削除等する。(第四十九条の二十三条及び別表第二号関係)

二 空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備に係る技術基準を削除等する。(第十四条、第四十九条の十五、第四十九条の十五の二、第五十八条、別表第一号、別表第二号及び別表第三号条関係)

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

一 特定無線設備から空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備を削除等する。(第二条、第六条及び第二十五条関係)

二 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備の試験項目のうち、送信速度を削除する。(第二十五条関係)

(MS ゴシックが電波監理審議会諮問関係)

3 施行期日

(1) 無線局運用規則の一部改正については、平成 21 年 7 月 1 日（航空法施行規則の経過措置のうち、航空事業用途に係る経過措置終了日）から施行する。

(2) その他規定は公布の日から施行する。

(参考)

1 800MHz 帯空港無線電話通信（空港 MCA）システムの廃止関係

(1) MCA (Multi Channel Access) 方式：複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。

(2) 400MHz 帯デジタル空港 MCA は、800MHz 帯空港 MCA と同様に、空港管理者、航空会社、空港関連事業者等の連絡手段として利用されているもの

現在、東京国際空港（羽田）、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、那覇空港で、4 者の電気通信事業者が、約 7,000 局の無線局を開設して運用中である。

2 航空非常用周波数の聴守義務範囲の見直し関係

(1) 国際民間航空機関（ICAO：International Civil Aviation Organization）は、国連の経済社会理事会の専門機関の一つ。国際民間航空に関する原則と技術を開発・制定し、その健全な発達を目的とする機関である。

(2) 航空機用救命無線機（ELT：Emergency Locator Transmitter）は、航空機が遭難、墜落等の事故を起こした時に、121.5MHz（又は 243MHz（主に軍が利用））及び 406MHz 帯（406.025MHz、406.028MHz 又は 406.037MHz の 1 波）の電波を発射して位置を知らせるための装置

406MHz 帯は、あらかじめ登録した ID を送信して人工衛星によりそのデータを受信し

対象の航空機を特定する。121.5MHz は、搜索する航空機が当該周波数を受信し、目標を捕捉することで発信場所の特定を行う。

Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化

背景・経緯

- 「Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化に関する技術的条件」(本年1月の情報通信審議会答申)
- 本システムによるインターネット利用の利便性向上等のニーズに対応するため、上記答申を踏まえ、伝送速度の高速化等を実現できるよう無線設備規則を改正

主な改正事項

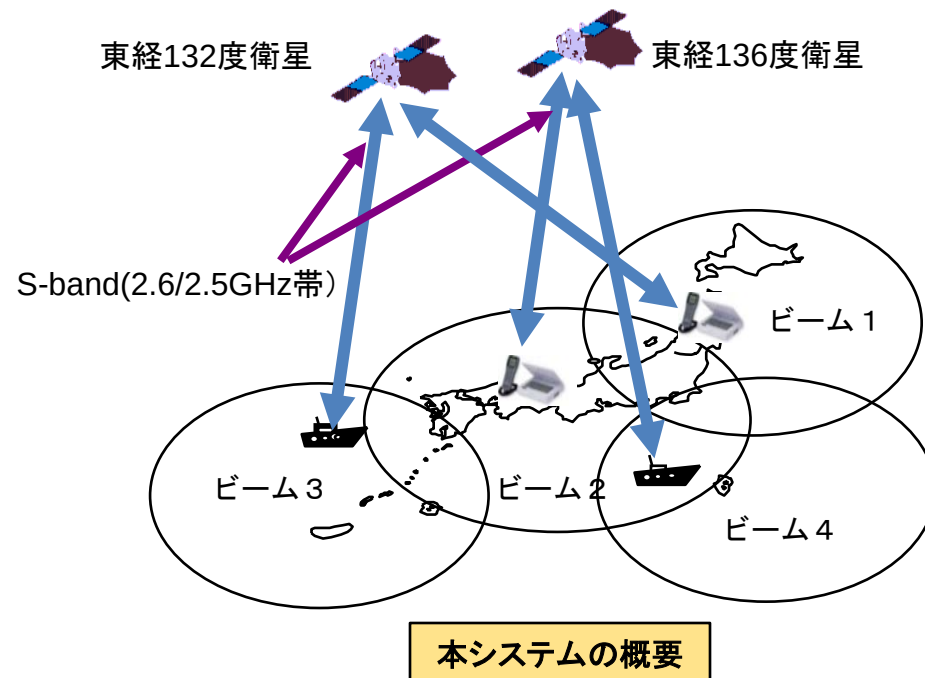
- 携帯移動地球局(端末)の送信速度: 毎秒18,000ビット以下 → 削除(送信速度の上限を撤廃)

今後のスケジュール

- 平成21年4月 意見聴取
- 平成21年5月 答申(予定)
- 平成21年6月 公布・施行(予定)

本システムの需要予測

項 目		平成19年度末	平成30年度末
音 声	船 舶	13,300	14,000
	陸 上	25,900	49,000
パケット	船 舶	1,000	5,000
	陸 上	300	12,000
合 計		40,500	63,000



800MHz帯空港無線電話（空港MCA）システムの廃止

ア 改正の概要

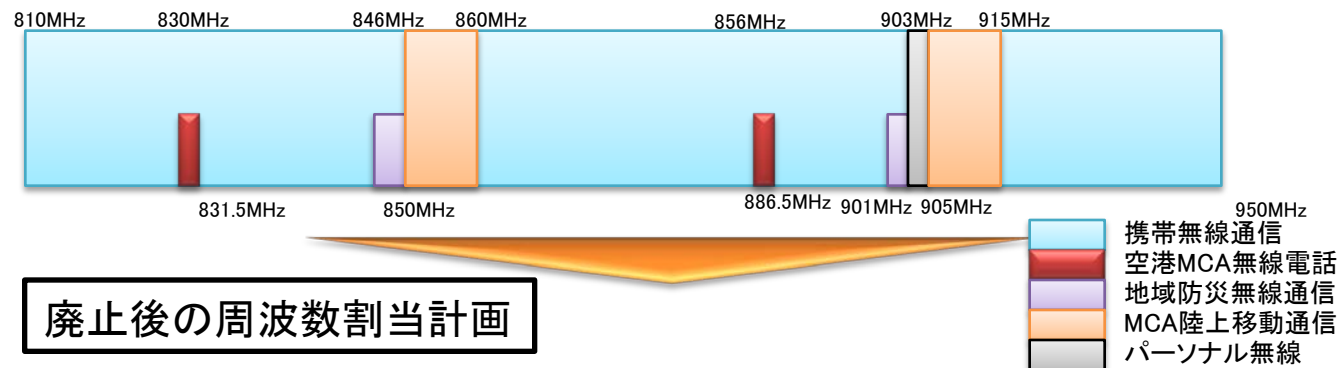
空港MCAは、平成2年から国内主要空港で導入開始したが、平成15年に、周波数利用効率及び利便性が高い400MHz帯デジタル空港MCAシステムを制度化し、空港MCAは、平成22年5月31日までを使用期限と規定

平成20年4月に、空港MCA方式のサービスが終了したことから、800MHz帯の周波数再編に寄与するため今回早期に廃止するもの

イ 改正ポイント

- ・ 包括免許対象から削除
- ・ 対象技術基準の削除
- ・ 技適等の対象から削除
- ・ その他規定の整備

現在の周波数割当計画



廃止後の周波数割当計画



ウ 今後のスケジュール

平成21年3月	諮問
平成21年4月	意見聴取
平成21年5月	答申（予定）
平成21年6月	公布・施行

800MHz帯の周波数再編に寄与し、周波数有効利用を促進

航空非常用周波数（121.5MHz）の聴守義務の見直し

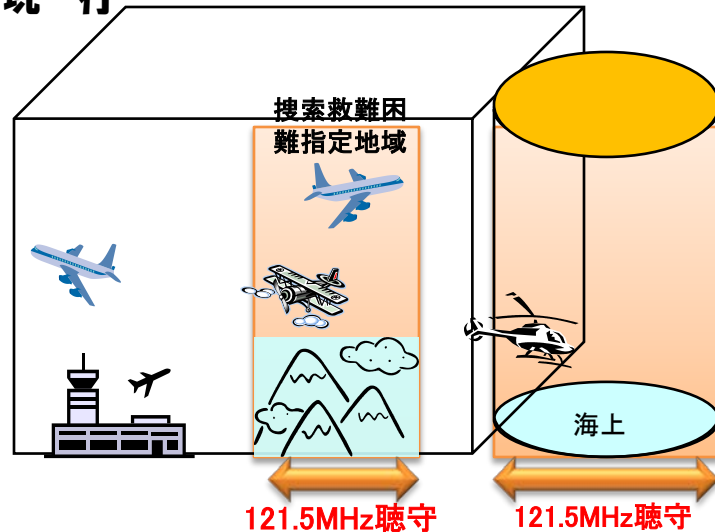
ア 改正概要

国際民間航空条約(ICAO条約)は、長距離洋上及びELT※を装備しなければならない区域を飛行する場合、航空機に対して、121.5MHzの周波数の聴守を義務付け

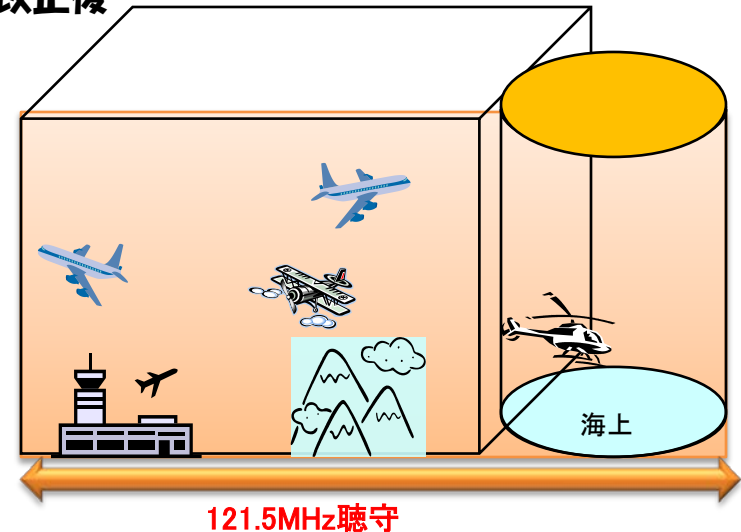
今般、ICAO条約等が改正され、ELTの装備要件として、飛行機及び回転翼航空機は最低1台の装備が義務付けられたことから、航行中の義務航空機局に対して121.5MHzの聴守義務範囲の見直しを行うもの

※ELT（航空機用救命無線機、航空機の墜落等により非常用周波数の電波を発射するもの）

現 行



改正後



ただし、他と通信を行っている、物理的に装備台数がない等「やむを得ない」場合は聴守義務を免除（運用規則第147条関係（今回改正なし））

イ 改正ポイント

運用規則第146条

航行中の義務航空機局は聴守するよう規定

ウ 今後のスケジュール

平成21年3月諮問、4月 意見聴守

平成21年5月答申（予定）

平成21年7月1日 施行（予定）

電波監理審議会会長会見用資料

平成21年5月13日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成21年3月11日 諮問第13号)

[800MHz帯空港無線電話（空港MCA）システムの廃止に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(星周波数調整官、工藤第二計画係長)

電話：03－5253－5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 800MHz 帯空港無線電話（空港 MCA）システムの廃止

空港無線電話システムは、日本国内の空港の地上業務に使用される専用の業務無線システム（800MHz 帯の周波数を使用するアナログ方式）として、平成 2 年（1990 年）2 月より国内主要空港において使用されてきた。

平成 15 年（2003 年）10 月には、その後継システムとして、周波数利用効率及び利便性が高いデジタル空港無線電話システム（400MHz 帯の周波数を使用）が制度化されたことを受け、今後同システムへの移行促進及び 800MHz 帯周波数の再編の推進の観点から、平成 16 年（2004 年）9 月、周波数割当計画の一部変更を行い、これまで使用されてきた空港無線電話システムの使用期限を平成 22 年（2010 年）5 月 31 日までと定めたところである。

その後、国内主要空港においては、空港無線電話システムからデジタル空港無線電話システムへの移行が進み、空港無線電話システムの使用は、平成 20 年（2008 年）4 月をもって終了したところである。

このような状況を踏まえ、周波数割当計画の一部を変更し、同計画より空港無線電話用の周波数を削除しようとするものである。

[変更内容]

周波数割当計画の 830-831.5MHz 帯及び 885-886.5MHz 帯において、無線局の目的から「電気通信業務用（空港無線電話用）」を削除するとともに、周波数の使用の条件から空港無線電話用の記述を削除すること。

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

電波監理審議会会長会見用資料

平成21年5月13日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準
適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成21年5月13日 諮問第21号)

[船舶が任意に設置する安価な国際VHFの無線機器の導入に伴う関係規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(成瀬課長補佐、松井係長)

電話：03-5253-5901

**電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準
適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について**
～船舶が任意に設置する安価な国際 V H F の無線機器の導入に伴う関係規定の整備～

1 諮問の概要

現在、船舶に搭載された無線通信システムは、船舶の規模・用途ごとに使用される無線機器が異なるため、洋上で異なった規模・用途の船舶が出会った場合、危険回避行動等の連絡を相互に取り合うことが困難な状況となっている。

このような中、平成 20 年 2 月の護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故で、船舶間で共通に利用できる無線通信システムが無いことが海難防止の妨げの一つとして指摘され、総務省としては、船舶間で共通に使用することができる通信システム（以下「船舶共通通信システム」という。）を早急に普及させることを目的として、平成 20 年 4 月に「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」（座長・三木哲也電気通信大学理事）を設置し、船舶共通通信システムとして、国際 V H F の無線機器（注）を基本とすること、北米等で普及している安価な国際 V H F の無線機器を我が国でも導入することができるよう関係規定の見直しが必要であること等を内容とした報告書が平成 21 年 1 月に取りまとめられた。

今般、総務省では、この報告書の提言を踏まえ、小型船舶が任意に設置する安価な国際 V H F の無線機器の早期導入を実現するため、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

（注）：F3E156MHz～157.45MHz の周波数を使用する国際的に共通した無線機器。条約船や 100 トン以上の国内船などの大型船舶には型式検定を取得した国際 V H F の無線機器の搭載が義務付けられている。諸外国では、条約船適用以外の船舶には、型式検定を取得した国際 V H F とは別に安価で簡易な機能を有した小型船舶用国際 V H F 無線機器が普及している。

<改正概要>

- (1) 任意に設置する簡易な国際 V H F 無線機器等を搭載した船舶局の定期検査実施時期を 3 年から 5 年に変更し、このうち携帯型については定期検査を要しない無線局に追加すること。
（電波法施行規則第 41 条の 2 の 6 及び別表第 5 号関係）
- (2) 任意に設置する国際 V H F の技術的条件を定めること。
（無線設備規則第 24 条、第 40 条の 5、第 40 条の 7、第 45 条の 12 の 4 及び第 58 条の 2 関係）

- (3)任意に設置する国際V H Fの無線機器に関する技術基準適合証明のための測定項目を定めること。
(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条関係)

2 施行時期

公布の日

現 状

大型船舶

SOLAS船

国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事するその他の船舶（総トン数300t以上）

非SOLAS船

総トン数100t以上の船舶

国際条約

国内法

国際VHF機器の装備を義務付け

DSC(*)付（デジタル化）国際VHF機器の設置が義務付け

* デジタル選択呼出装置（Digital Selective Calling）の略。船舶遭難の場合に、ボタン操作のみで遭難警報を発したり、船舶を特定しての呼び出す機能を備えている。

小型船舶

総トン数100t未満の船舶（小型漁船、レジャー船など）

機器の設置は任意

【現状】

小型漁船 ⇒ 27MHz帯、40MHz帯機器

レジャー船⇒ マリンVHF機器、携帯電話

課 題

船舶の規模・船種を問わない相互の通信ができない

旅客船

貨物船

レジャー船

漁 船

小型船舶は、デジタル化等の最新の技術成果が取り入れられていない

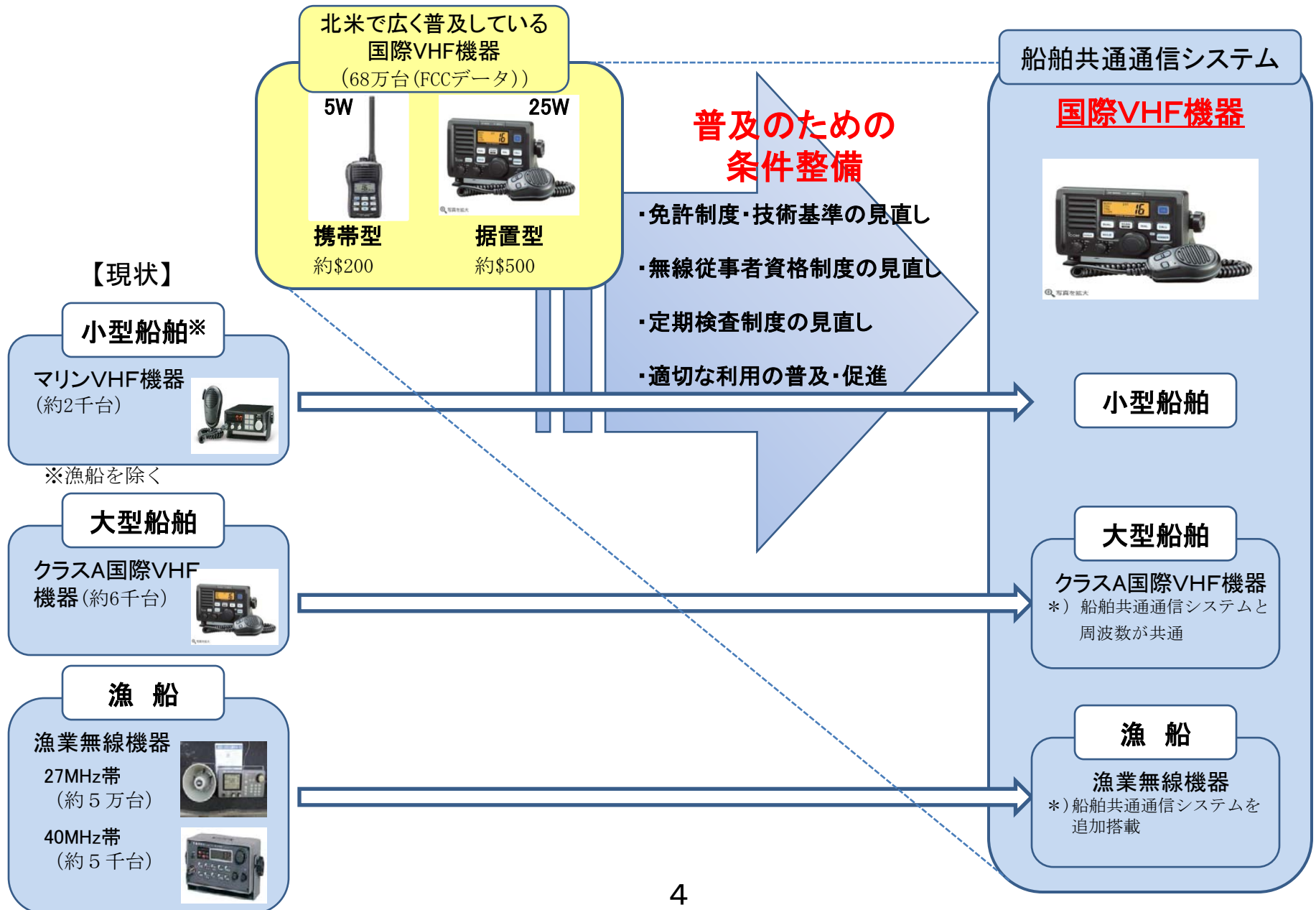
・音声のみの通信しかできない

・遭難緊急時にボタン一つで通信可能なDSCが使用できない

船舶共通通信システムの早期導入

DSC等のデジタル化機器の普及促進

船舶共通通信システム導入の進め方



制度改正の概要

※Ⅰ～Ⅲのゴシック体部分は電波監理審議会の
諮問案件

北米等で普及している国際VHF機器を我が国へ円滑に導入するための関係規定の見直し

Ⅰ 無線設備の技術基準の見直し

(無線設備規則の改正)

北米等で普及している国際VHF機器の導入の障害となる技術的条件の見直し

【改正概要】

- ・干渉を与えないための基準や共通通信システムとしての基本性能に限定し、義務設備に求められる機能や耐久性の要件を除外 例:受信性能や高度なDSC機能を除外
- ・A T I S (*)の装備強制を撤廃 (告示改正予定)

Ⅱ 技術基準適合証明の対象設備として追加

(技術基準適合証明規則の改正)

無線局免許手続の簡素化により普及を促進

【改正概要】

DSC付き国際VHF機器を適合証明設備の対象として追加

Ⅲ 無線局定期検査制度の見直し

(電波法施行規則の改正)

ユーザー負担の軽減を図り、普及を促進

【改正概要】



定期検査不要

検査の周期を3年から5年に延長

* 自動識別装置 (Automatic Transmitting Identification System) の略で、発射された電波の所在を明らかにするために送信装置に組み込まれるものをいう。マリンVHF機器に備付けが義務づけられている。

IV その他

無線従事者制度の見直し

簡易な資格で操作できる範囲を拡大し、25W機器の普及を図るとともに、D S C付き国際V H F機器の操作が可能となる二海特の取得を促進し、D S C機器の活用を図る。

【改正概要】

- ・三海特の無線電話の操作を5Wから25Wに拡大
- ・三海特資格者が一定の条件(*)を満たすことにより、二海特の資格取得が可能

*一定の実務経験年数又は1日程度の講習受講

DSC機器の柔軟な取扱い

D S C付き国際V H F機器の普及によるデジタル化の推進 （関係審査基準改正予定）

【改正概要】

DSC付国際VHFにおいてもDSCを利用しない場合は、無線電話として取り扱うことを認め、DSC付国際VHF機器の普及とデジタル化とを併せて促進する。

電波監理審議会会長会見用資料

平成21年5月13日

日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について
(平成21年5月13日 諮問第22号)

[創作用素材の電気通信回線を通じた一般への提供等の業務の認可について]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(飯嶋課長補佐、堤官)

電話：03-5253-5778

日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可

創作用素材の電気通信回線を通じた一般への提供等の業務の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）（以下「法」という。）第9条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第9条第2項第8号の業務の認可申請があった。

項 目	申 請 の 概 要										
1 業務の内容	協会が本業務のために開設するウェブサイトにおいて、協会が提供する創作用素材及び簡易編集ソフトウェアを利用して、利用者が新たな作品を制作し、これを一般の閲覧の用に供することを可能とする業務。										
2 業務を行うことを必要とする理由	協会が保有する映像素材等の創作用素材を広く国民に還元し、これを用いた作品の制作を促すこと等により、国民一人ひとりの映像制作に係る創造性、映像リテラシー、放送番組に係る著作権等の権利に対する意識の向上に寄与するとともに、利用者作品を協会の放送番組で紹介し、これらを通じて放送の進歩発達に資するため。										
3 業務の実施計画の概要	➤ 平成21年10月より業務を開始する。 ➤ 業務の実施にあたっては、別添1「サービスの利用に関する規約等で定める事項の骨子」に掲げる事項を含む規約等及び別添2「外部事業者への提供に関する基準で定める内容の骨子」に掲げる事項を含む基準を定め、これを公表する。 ➤ 業務の見込みは次のとおり。 <table><tr><td></td><td>開始時</td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td></tr><tr><td>創作用素材提供本数</td><td>1,000本程度</td><td>3,000本程度</td><td>6,000本程度</td><td>9,000本程度</td></tr></table> ※平成24年度以降については、平成23年度までの実施状況等を踏まえ検討し、実施する。		開始時	21年度	22年度	23年度	創作用素材提供本数	1,000本程度	3,000本程度	6,000本程度	9,000本程度
	開始時	21年度	22年度	23年度							
創作用素材提供本数	1,000本程度	3,000本程度	6,000本程度	9,000本程度							
4 業務の収支の見込み	<table><tr><td></td><td>21年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td></tr><tr><td>支出</td><td>1億円</td><td>9千万円</td><td>8千万円</td></tr></table> ※平成24年度以降については、平成23年度までの実施状況等を踏まえ検討し、実施する。		21年度	22年度	23年度	支出	1億円	9千万円	8千万円		
	21年度	22年度	23年度								
支出	1億円	9千万円	8千万円								
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	上記の支出に係る資金について、毎事業年度の資金計画の中に含めて計上。										
6 その他必要な事項	➤ 別添1及び2の基本的内容を変更する場合には、改めて認可を求めることとする。										

2 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第9条第2項第8号)	特に必要と認められる。 (理由) 申請に係る業務は、協会が本業務の実施のために開設するウェブサイトにおいて、協会が提供する映像創作用の素材及び簡易編集ソフトウェアを利用して、利用者が新たな作品を制作し、一般に公開すること等を可能とするものである。 本業務を利用し映像制作に触れることで、メディアを通じて表現する力が培われるとともに、放送番組を主体的に読み解く力が高められる等、本業務は、青少年をはじめとする国民の放送分野におけるメディアリテラシーの向上に寄与することが期待されるものであることから、放送及びその受信の進歩発達に大いに貢献するものであり特に必要な業務であると認められる。
2 営利を目的としないものであること (法第9条第4項)	本業務は、利用者から対価を求めることなく、受信料を財源として行われるものであることから、営利を目的とするものではないと認められる。

サービスの利用に関する規約等で定める事項の骨子

1 本業務用ウェブサイトへの投稿等に関する規約（以下「規約」という。）で定める事項の骨子

- (1) 本業務用ウェブサイトにおいて次の行為（以下「投稿等」と総称する。）を行おうとする者は、あらかじめ規約に同意しなければならないこととし、当該同意を行った時点で、利用者資格を得ること。

ア 協会が本業務用ウェブサイトにおいて公開する創作用素材、利用者作品および簡易編集ソフトウェアを用いて新たな利用者作品を制作し、協会に本業務用ウェブサイトでの公開を申請すること。

イ 本業務用ウェブサイトからダウンロードした創作用素材を活用して制作した自己の利用者作品（創作用素材以外の自己または他人の著作物を付加して制作したものを含む。）を、本業務用ウェブサイトに投稿すること。

ウ 協会が本業務用ウェブサイトにおいて公開する他人の利用者作品に関する自らの意見や評価等（以下「コメント」という。）を本業務用ウェブサイトに投稿すること。

- (2) 利用者は、投稿等を行うにあたって、次の条件を遵守しなければならないこと。

ア 自己の利用者作品に係るすべての著作者および実演家（著作者には原著作者を含み、以下、著作者および実演家を総称して「著作者等」という。）の名称を表示する。

イ 自己の利用者作品およびコメントを、協会が、その業務に必要な範囲において、編集、公衆送信等に利用することを、対価を請求することなく許諾する。

ウ 投稿等を行う自己の利用者作品に第三者の著作物が含まれるときは、その利用について適法かつ有効な許諾を得ていることを保証する。

エ 自己の利用者作品およびコメントが、規約に定める条件の下で他の利用者に本業務用ウェブサイトで利用されることにあらかじめ同意する。

オ 協会および他の利用者に対して、自己の利用者作品およびコメントに関する著作者人格権を一切行使しない。

カ 次に掲げるものに該当し、または該当するおそれのある利用者作品およびコメントの投稿等を行わない。

- ー 商品や企業の広告を含むもの
- ー 創作用素材または他人の利用者作品の著作者等の名誉または声望を害するもの
- ー わいせつ、差別、誹謗中傷・嫌がらせとなるもの
- ー 公表について本人の同意を得ていない他人の個人情報を含むもの
- ー 協会の円滑な業務遂行に支障をきたすおそれがあるもの

等

- (3) 協会は、本業務用ウェブサイトの運営にあたって、必要に応じ次の措置をとること。
- ア 利用者作品およびコメントの投稿等があったときは、規約、協会のインターネットサービス基本計画および本業務用ウェブサイトの趣旨に則り、自己の判断により、これらを本業務用ウェブサイトにおいて公開もしくは非公開とし、または削除すること。
 - イ 利用者が規約に違反し、またはそのおそれがあると認める場合において、当該利用者の利用者資格を取り消すこと。
- (4) 協会は、次の措置を、そのつど個々の利用者の承諾を得ることなく、行う場合があること。
- ア 本業務用ウェブサイトでの事前の通知をもって、本業務用ウェブサイトの内容および規約を変更し、または本業務用ウェブサイトのサービスを終了すること。
 - イ 設備の保守・修理等の事由により、利用者に事前の通知をすることなく、一時的に本業務用ウェブサイトのサービスを中断し、または利用者が利用できる内容を制限すること。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項。

2 創作用素材の本業務用ウェブサイト以外での利用についての許諾の条項（以下「利用許諾条項」という。）で定める事項の骨子

- (1) 創作用素材に係る著作権等は、当該創作用素材の利用者に対し、利用許諾条項を承諾することと引きかえに、次に掲げる本業務用ウェブサイト以外での利用をそのつど許諾すること。
- ア 創作用素材の複製、頒布、公衆送信 等
 - イ 二次的著作物の創作、複製、頒布、公衆送信 等
- (2) 利用者が(1)に掲げるいずれかの利用を行ったときは、利用許諾条項を承諾したものとすること。
- (3) 創作用素材に係る著作権等は、(1)の許諾にあたって、次の条件を付すること。
- ア（著作者表示）
創作用素材の利用にあたっては、創作用素材に係るすべての著作権等の名称を表示しなければならない。
 - イ（非営利）
創作用素材を営利目的で利用してはならない。

ウ（利用許諾条項の表示）

創作用素材の利用にあたっては、利用許諾条項が示されたインターネットのURLを表示するなど利用許諾条項が容易に確認できるような措置をとらなければならない。

エ（名誉および声望の保持）

創作用素材に係る著作者等の名誉または声望を害することとなるような場合には、当該創作用素材を用いて二次的著作物を創作することを許諾しない。

- (4) 利用者が利用許諾条項に違反したときは、当該利用者に対する許諾は自動的に終了するものとする。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、創作用素材の適切かつ円滑な利用のために必要な事項。

外部事業者への提供に関する基準で定める内容の骨子

- 1 提供先の事業者（以下「当該事業者」という。）は、次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 本業務の趣旨および協会の使命・性格を十分に理解し、協会と連携して本業務の目的の達成に貢献する意思を有するとともに、当該事業者が行う創作用素材の電気通信回線を通じた一般への提供事業（以下「提供事業」という。）が本業務の効果を高めると認めるに足る事業規模、技術的設備、実施体制を有するものであること。

【具体的基準】

ア（目的達成への貢献）

- ・ 提供事業は、創作用素材の一般への提供ならびに利用者作品の募集および一般への閲覧を含むものであること。
- ・ 協会と共同で本業務の周知等のためのキャンペーンを定期的に行うこと。
- ・ 提供事業を最低1年間継続して実施すること。

イ（事業規模）

- ・ すでに電気通信回線を通じた映像・音声素材の一般への提供を行っており、相当数の利用者があること。

ウ（技術的設備）

- ・ 提供事業の実施に必要な技術的設備を有すること。

エ（実施体制）

- ・ 創作用素材および協会がこれに付加するメタデータ（権利情報を含む。）を、適切に取り扱うことができる体制を有すること。
- ・ 提供事業に関する利用者の苦情・問い合わせ等への対応窓口を設け、適切に運用するものであること。

- (2) 提供事業に係るサービスの利用に関する協会と同等の内容の規約等を定め、公表すること。

- (3) 提供事業に係るサービスの利用者が、当該事業者のウェブサイトにおいて創作用素材をその他の映像・音声素材から容易に区別できるよう、必要な措置を講じること。

- (4) 提供事業を含む当該事業者の事業の内容および態様が、協会の性格・使命に対する信頼を損なわないものであること。

- (5) 提供事業に係るサービスを有料で提供しないこと。

(6) 提供事業に係るサービスの提供にあたって、利用者による個人情報の提供を条件としないこと。

(7) 著作権侵害に対して真摯に取り組んでいると認められること。

2 創作用素材の提供に伴う複製等は、当該事業者の負担においてこれを行うこと。

3 提供する創作用素材の本数、対象等の詳細については、協会および当該事業者の両者が協議したうえで決定すること。

4 協会は、提供にあたって、協会との取引関係、資本関係の有無にかかわらず、特定の者に対し、不当に差別的な取扱いをしないこと。

5 当該事業者が提供事業を終了するときは協会に対し、協会が本業務を終了するときは当該事業者に対し、それぞれ、事前にその旨を通知すること。

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（業務）

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第八条の三第二項（定款変更の認可）、第九条第八項（第三十三条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第九条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第九条の二の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の要請）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十七条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第二項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）、第五十二条の三十第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三～六 （略）

2 （略）

●放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（業務の認可申請）

第二条の四 法第九条第十項 の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 業務の内容

二 業務を行うことを必要とする理由

三 業務の実施計画の概要

四 業務の収支の見込み

五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六 その他必要な事項